様式１－４　租税特別措置法の特例（所得税又は法人税の割増償却関係）

　租税特別措置法第13条の２第１項若しくは第46条の２第１項又は所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第46条の２第１項若しくは第68条の34第１項の規定により、輸出事業用資産の取得等をして、所得税又は法人税の割増償却をしようとする場合に添付すること。

１．輸出事業用資産の内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 供用予定年月日 | 施設の種類 | 施設の名称／規模・能力等 | 所在地 | 税制措置内容 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 30%　・　35% |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 30%　・　35% |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 　 | 30%　・　35% |

※施設の名称ごとに記載し、同一施設で複数の施設の種類がある場合は、施設の種類ごとに

分けて記載すること。

※「施設の種類」には、機械装置、建物、建物附属設備、構築物の別を記載すること。

２．供用予定年月日ごと、施設の種類ごとの計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　供用予定年月日 | 施設の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
|  | 機械装置 | 　 | 　 | 　 |
| 建物 | 　 | 　 | 　 |
| 建物附属設備 | 　 | 　 | 　 |
| 構築物 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 |

３．補助事業に関する確認内容

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | 確認欄 |
| 上記施設は「食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備事業」の対象に該当しますか。 | はい　□ | いいえ　□ |
| 上記施設は「農産物等輸出拡大施設整備事業」補助金の交付を受けますか。 | はい　□ | いいえ　□ |

※内容を確認の上、「いいえ」のボックスにチェックが入った場合に、税制特例措置を受けることができます。詳細は輸出事業計画のHPをご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu\_keikaku.html

また、税制特例措置を受けるためには、導入した輸出事業用資産の一定割合以上を輸出

事業の用に供していることにつき、後日農林水産大臣の証明を受ける必要があります。